

# 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市食肉センター			
管理者名	財団法人新潟ミートプラント	指定期間	平成21年4月1日 ~ 平成26年3月31日	
新潟市主管課	農林水産部農業政策課			
所在地	区名	西区	住所	中野小屋1631番地
根拠法令	と畜場法			
設置条例	新潟市食肉センター条例			
施設概要	<p>敷地面積：44,145.87㎡  延床面積：10,459.22㎡  建物構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）一部2階建  施設内容：処理工場棟(8,704.12㎡),管理棟(171.95㎡),ポンプ棟(93.52㎡),車庫(72.07㎡)  隔離棟(44.25㎡),消毒ポンプ庫(10.00㎡),焼却炉・ワラ堆積棟(207.70㎡)  廃水処理施設(1,133.71㎡),受付事務所(21.90㎡)  処理能力：と畜能力(大動物30頭/日,小動物900頭/日)  冷却・冷蔵能力 冷蔵庫(大動物150頭,小動物1,800頭)  部分肉冷凍・冷蔵庫82t  部分肉処理能力(大動物18頭/日,小動物450頭/日)  廃水処理施設能力(汚水量1,200㎥/日)</p>			

施設設置目的
<p>食用に供するために行う獣畜の処理の適正を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、本市にと畜場法(昭和28年法律第114号)に規定すると畜場を設置する。</p>
管理・運営に関する基本理念,方針等
<p>施設設置目的を達成するため、施設及び設備を常に良好な状態において維持管理し、効率的な運営を行う。</p> <p>また、公の施設であることを常に念頭において公平な運営を行うものとし、使用者の平等な使用を確保する。</p> <p>維持管理にあたっては、と畜事業者ほか施設使用者と十分に連携し実施する。</p> <p>(1) 施設及び設備の維持管理</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な食肉が供給できるよう、各種衛生法令等を遵守した維持管理</li> <li>・廃水対策,臭気対策など、各種環境法令等を遵守した維持管理</li> <li>・安定的に食肉が供給できるよう、常に機能を良好に保つための維持管理</li> <li>・より一層効率的,効果的な方法での維持管理</li> <li>・維持管理にあたり各種法令に基づく有資格者の配置</li> </ul> <p>(2) 使用者の平等な使用の確保</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用許可,入場の禁止,退場の命令などにおける公平の確保</li> </ul> <p>(3) 施設の情報提供と使用者の要望等の把握</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者への施設の正確な情報提供</li> <li>・使用者の要望等の把握</li> </ul>

視 点	評価項目	評価指標	評価	評価コメント
市 民 ( 用 者 )	市民への正確な情報提供	施設見学依頼を100%受け入れ (団体の事前申込み見学)		
	使用者の協議会の開催	年1回以上		
	と畜場使用数	豚換算1日平均930頭以上		
	苦情・要望等への対応	対応マニュアルの整備		
	使用者の平等の確保	100%		
財 務	と畜1頭あたりの委託料(経常) (委託料/豚換算頭数)	640円以下		
業 務	年間稼働日数	243日以上		
	施設設備に起因する苦情・事故	0件		
	関係法令で規定する点検, 検査 の実施率	100%		
	防災訓練の実施回数	年1回以上		
	業務仕様書等に定める事項の 遵守	その他業務仕様書等に定める 事項の遵守		
人 材	衛生講習会の実施	年1回以上		
	廃水施設管理講習会等の実施 又は受講	年1回以上		
	施設管理にかかる各種資格を 有する職員の配置	施設管理担当5名		
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守		

総 合 評 価 ( 所 見 )

--